

イーウェルサービスご利用の皆様

2020年4月
株式会社イーウェル

緊急事態宣言に伴う当社オペレーションセンターの稼働と健康診断についてお知らせ

平素は、格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

緊急事態宣言の発令に伴いまして、当社オペレーションセンターの稼働と当社が承っております健康診断サービスについて以下にお知らせをいたします。

1. オペレーションセンターの稼働について

島根県松江市・鳥取県米子市にある弊社オペレーションセンターの営業について、お知らせいたします。新型コロナウイルスの流行により7都府県に緊急事態宣言が発令された後も、各オペレーションセンターでは通常営業を行っておりましたが、4月16日に対象地域が全国に拡大された事を受けまして、以下の通り、一部の営業を自粛させていただくことといたしました。

つきましては、4月23日（木）から5月6日（水）までの間、

- ・WELBOXセンター・カフェテリアセンター・BPOセンター・健康サポートセンターにおいて出勤人数を縮小し、対応いたします。
- ・WELBOXセンターの営業については、夕方18時までの営業とさせていただきます。

待機人数を減らしての対応となるため、日や時間帯によっては、電話が繋がりにくいことや、WEBでの質問回答が遅くなる事も予想されますが、何卒ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

現状では、今般の事情によりお問い合わせが少ない状況ではありますが、ご不便をおかけしないように努力して参りますとともに、感染拡大の防止に努めてまいります所存でございます。

イーウェルは、皆様とともに健康で安心できるサービスを実現するべく対応して参ります。今後とも弊社サービスをご愛顧くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

2. 健康診断サービスについて

※当社の健康診断サービスをご利用されない皆様は、本お知らせはご放念ください。

2020年4月17日付で厚生労働省より、特定健康診査等については、少なくとも緊急事態宣言の期間においては、その実施を控えるよう通知がなされました。

つきましては、当社の健康診断サービスをご利用の皆様におかれましても、緊急事態宣言の期間中は健康診断の予約・受診をご配慮いただきますようお願い申し上げます。

※ご所属の企業・健康保険組合からご指示がある場合は、その指示に従ってください。

・緊急事態宣言期間（2020年4月21日現在）

2020年5月6日まで

※緊急事態措置の必要性に応じて、緊急事態宣言期間は随時変更される場合がございます。

・健康サポートセンターへのお問合せについて

お電話が繋がりにくい可能性がございます。その場合はメールにてお問合せください。

メールでお問合せいただく際は、健診申込画面のトップページにある「お問合せ先」の質問フォームよりお問合せください。※メール返信につきましても順次ご対応させていただきますので、お時間をいただく可能性がございます。

・健康診断のお申込みについて

健康診断をお急ぎの場合は「直接予約方式」にて健診機関へ直接ご予約の上でお申込みいただきますようお願い申し上げます。

また、弊社で健診機関への予約を行う「取次予約方式」についてですが、健診機関の状況によっては対応が困難な場合がございます。緊急事態宣言が解除されるまでお申込みを控えていただきますよう何卒お願い申し上げます。

なお、緊急事態宣言期間中に、健康診断を受診される場合は、医療機関や健診機関からの注意・連絡等にご留意の上、健康診断の予約・受診をお願いいたします。

ご利用のお客様にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上